

宮若市文化財保護基本計画

～犬鳴川流域で培われた「宮若らしさ」を次世代へ～

**平成 21 年 12 月
宮若市教育委員会**

ごあいさつ

宮若市は、遠賀川の支流犬鳴川流域の大部分を占めており、西に三郡山系の一角をなす犬鳴山・西山山系が美しい山並みをもって屏風のように聳えています。

また、南には笠置山があり、山麓にある千石峠は、八木山川が岩床を洗い渓谷美をなす景勝地としても知られ、四季を通じて多くの来訪者があります。

一方、北には靡山、六ヶ岳などあり、多くの歴史や伝説があります。

こうした中、市内の盆地や河川流域には田園が広がり、初夏には緑豊かな早苗が、秋には黄金色の稻穂となる山紫水明の地あります。

このような、恵まれた自然と豊かな水に囲まれ、古くから人々が住みつき、弥生時代には既に稻作が営まれ、古墳時代になると装飾古墳として知られる竹原古墳や損ケ熊古墳が築造され、平安末から鎌倉時代にかけては仏教文化の華が咲き、仏の里鞍手の一翼を担いました。

また、戦国時代には、多くの武将が霸権を争った名残として多くの合戦場や山城をみることができます。さらに、近世末から近代にかけては日本の近代化を支えた産炭地としても栄えました。

こうした多くの歴史と文化に培われてきた、鞍手郡宮田町と若宮町が平成18年2月に合併し、新たに宮若市が誕生しました。

今回、策定を致しました「宮若市文化財保護基本計画」では、新たなふるさと宮若市の文化財保護行政について、新たな文化財の掘り起こしと市民アンケートによる文化財の基礎調査を参考に、専門委員会、市民ボランティアによるボランティアスタッフ会議等を中心に検討を進めてまいりました。

今後、この計画が、市民にとって新たなふるさとづくりの基礎となり、犬鳴川流域で培われた「宮若らしさ」が次世代へ引き継がれ、文化財保護行政の礎になることを願っています。

おわりに、本計画策定にあたり平成20年度から2ヶ年にわたり、ご指導とご協力をいただきました九州芸術工科大学杉本正美名誉教授をはじめ、福岡県教育委員会文化財保護課、宮若市文化財保護委員、市民ボランティアスタッフの皆様に衷心よりお礼を申し上げます。

平成21年12月

宮若市教育委員会

教育長 有吉宏昭

目次

1. 宮若市文化財保護基本計画策定の背景と目的	· · · · ·	1
1-1 背景		1
1-2 目的		1
1-3 文化財保護のこれまでと今		2
1-4 計画の見直し		3
2. 宮若市の文化財特性と課題	· · · · ·	6
2-1 宮若市の現況等		6
2-2 宮若市の文化財特性と課題		14
3. 文化財保存活用の基本理念・基本方針	· · · · ·	15
3-1 基本理念		15
3-2 基本方針		16
4. 文化財を知る・学ぶ取り組みの普及	· · · · ·	17
4-1 文化財の調査公開の仕組み		17
4-2 市民参加による文化財の調査公開方針		18

5. 文化財を守り生かす取り組みの推進	· · · · ·	23
5-1 文化財を守り生かす取り組み		23
5-2 関連文化財の保存活用方針		24
6. 文化財の保存活用整備に関するプログラム	· · · · ·	48
6-1 市教育委員会が推進する取り組み		48
6-2 市教育委員会がサポートする取り組み		48

参考資料

◇文化財保護基本計画策定組織図	· · · · ·	50
◇文化財保護基本計画策定専門委員会名簿	· · · · ·	51
◇文化財保護基本計画策定ボランティアスタッフ会議名簿	· · · · ·	51
◇平成 20～21 年度の文化財保護基本計画策定専門委員会の開催	· · · · ·	52
◇平成 20～21 年度の文化財保護基本計画策定ボランティアスタッフ会議の開催	· · · · ·	53
◇文化財現地調査の実施	· · · · ·	53
◇文化振興シンポジウムの開催	· · · · ·	53
◇文化財保護基本計画策定幹部会・幹事会・事務局名簿	· · · · ·	54
◇平成 21 年度文化財保護基本計画策定幹部会等会議の開催	· · · · ·	55

計画の要旨

1. 文化財保護基本計画策定の背景と目的…P1

◇宮若市の文化財とは

- ・祖先から受け継がれ、守り残すべき郷土の宝として、次世代へ伝えるべき大切なものの

2. 宮若市の文化財特性と課題…P6

◇犬鳴川流域で培われた宮若らしさ

- ・地元住民の日々の暮らしの中で受け継がれてきた多様な文化財が、相互の関連性の中で犬鳴川流域に刻まれた歴史・文化を今に伝え、それらが調和して地域固有の風景をかたちづくっていること

3. 文化財保存活用の基本理念・基本方針…P15

◇基本理念：犬鳴川流域で培われた「宮若らしさ」を次世代へ

◇基本方針（1/2）

文化財を知る・学ぶ
取り組みを普及します

4. 文化財を知る・学ぶ 取り組みの普及…P17

- ◇市民参加による文化財の調査公開
- ・文化財調査をお手伝いします
 - ・文化財情報を募ります
 - ・文化財情報を蓄積します
 - ・まちづくり等に役立てます

6. 文化財の保存活用 整備に関する プログラム…P48

- ◇市民や関連部局との連携のもと市教育委員会が推進する取り組み

◇基本方針（2/2）

文化財を守り生かす
取り組みを推進します

5. 文化財を守り生かす取り組み の推進…P23

- ◇宮若市の関連文化財（第一次）
- ・宮若の峰々
 - ・竹原古墳と古代遺跡群
 - ・信仰を集めた古社寺と神仏
 - ・中世山城跡と近世居館跡
 - ・伝統的な農村文化と農業技術
 - ・近代化遺産

- ◇市民の主体的な取り組みに対して市教育委員会がサポートする取り組み

1. 宮若市文化財保護基本計画策定の背景と目的

1-1 背景

- 本市は、福岡県北部の内陸を流れる遠賀川水系の支流犬鳴川の流域に位置しています。犬鳴川流域に人々が住み始めたのは、約1万年前の旧石器時代にさかのぼります。その後、肥沃な大地を生かし稻作が始まります。古代には内陸部の嘉麻・穂波地域と玄界灘・響灘沿岸部等とを結ぶ地域間交流の要衝としても発展しました。12世紀初頭には、大和国東大寺に年貢米も運ばれています。戦国時代には、肥沃な大地を求めた戦国武将の出兵によって、幾多の戦いも繰り広げられました。農業の発展は江戸時代以降も続き、石炭産業が発展した明治・大正・昭和の時代を経て、現代に至ります。石炭産業の黎明期には、犬鳴川は農産物の積み出しだけでなく、石炭の積み出しにもその役割を果たしました。犬鳴川は流域の歴史や文化を語る上で、欠かせない存在です。
- 本市は、犬鳴川流域のほぼ全域を市域に収め、多くの文化財が継承されています。その一端としては、古墳文化を物語る竹原古墳（竹原）や損ヶ熊古墳（そんがくまこふん／原田）、仏教普及の歴史を物語る木造如来形坐像（もくそうによらいがたざぞう／上有木）や山崎の阿弥陀如来像（倉久）、幕末の歴史を伝える犬鳴別館（犬鳴）、炭坑の歴史を物語るアルコ22号機関車（上大隈）、そして農村文化を今に伝える若宮の舞台（乙野・宮永）、平八月祭り（たいらはちがつまつり／平）などが挙げられます。これらは国・県・市の指定を受けている文化財ですが、本市の文化財はこれら指定文化財ばかりではありません。その他多くの文化財が地域の人々の記憶の中で伝えられ、親から子の世代へと受け継がれています。
- しかし、指定を受けていない文化財の中には、人々の記憶から忘れられ、そのまま人知れず手付かずになっているものも少なからず存在します。現状のままでは、次世代に継承されるのはわずかなものとなりかねません。
- 平成20年3月に策定された第1次宮若市総合計画の前期基本計画では、基本的施策の方向として定められた「豊かな心を育むまちづくり」の「文化財の保護・継承」の中に文化財保護基本計画が位置づけられました。世代間、地域間、あるいは市民と行政が協力し、計画策定による年次的な文化財の整備・保存と公開体制の整備が求められています。



1-2 目的

- 本市では、平成20年度に取り組まれた文化財の基礎調査において、文化財に対する市民意識を把握するために、本市の文化財保護に関するアンケートを市民2000人に對し実施しました。寄せられた回答の中には、「貴重な文化財は祖先の生活と文化の歴史を証明するもの（50代・吉川小学校区）」、「宮若市民、宮若市、一丸となって守っていくもの、伝えていくものが文化財だと思います（40代・若宮小学校区）」、「文化財は市や市民にとって大切な財産であり、後世に残さなければならない。まだまだ、無名の文化財がたくさんあるのではないか（50代・吉川小学校区）」等、多くの貴重なご意見がありました。
- 本市は、アンケート結果を総合的に勘案し、宮若市の文化財を「祖先から受け継がれ、守り残すべき郷土の宝として、次世代へ伝えるべき大切なもの」と位置づけます。
- 本計画は、市民との協力や関連部局との連携のもと、文化財の総合的かつ計画的な保護を推進し、その結果として宮若市民の豊かな心を育む宮若固有の風景を保全・創出することを目的とします。

1-3 文化財保護のこれまでと今（P4～5参照）

- ・昭和 25（1950）年に文化財保護法が制定される以前、それぞれの時代背景の中で危機的状況に立たされた文化財の緊急的な保護を目的に「古器旧物保存方」から「国宝保存法」、「史蹟名勝天然紀念物保存法」等が成立、新たな法の制定を繰り返すことで保護の拡大が図られてきました。
- ・文化財保護法は、これら制度を受ける形で文化財保護の一元的な法制度として成立しました。成立後は、社会的状況に対応しつつ、数度の改正を経て文化財種別の充実が図られてきました。
- ・その後、近年も「時代の変化に対応した文化財保護施策の改善充実について（1994）」、「文化財の保存・活用の新たな展開－文化遺産を未来に生かすために－（2001）」、「文化振興マスタートップラン（1998）」の報告により、文化財概念の更なる拡大が示されてきました。平成 16（2004）年の文化財保護法の改正では、棚田や里山といった「文化的景観」も文化財として位置づけられています。更に、平成 19（2007）年に取りまとめられた「文化審議会文化財分科会企画調査会報告書」では、「関連文化財群」という考え方方が盛り込まれるなど、文化財保護は更なる拡大を見せています。

●問われる市町村の主体性

- ・文化財保護法が数度の改正を重ねる中で、国から地方へ、文化財の保護に関する権限移譲も進められてきました。特に、埋蔵文化財に関してはほぼ地方公共団体の自治事務となっています。
- ・また、「文化審議会文化財分科会企画調査会報告書」では、「関連文化財群」という考え方とともに、各市町村で「歴史文化基本構想」を策定することが提言されました。
- ・既に、福岡県下では、行橋市、前原市、那珂川町、太宰府市、春日市で、文化財の保護に関する基本計画を独自に策定しています。この他、大野城市も現在策定作業に取り組んでいます。これらは先進的な取り組みであり、文化財に対する関心の高さを物語っています。
- ・他方、世界遺産の動きもあります。福岡県からは「九州・山口の近代化産業遺産群」、「宗像・沖ノ島と関連遺産群」の2つが暫定リストに登録されました。暫定リストから世界遺産と認められるためには、まだまだ多くの課題があり、今後の取り組みに期待されるところですが、暫定リストに本市に隣接する飯塚市や宗像市等が名を連ねていることは注目されます。
- ・地方分権のもと、今後は更に文化財の保護について市町村の果たす役割が大きく問われるようになってきていると考えます。

●個性ある地域づくりの中での文化財の保存活用へ

- ・平成 8（1996）年「文化庁・建設省連絡推進会議」の設置後、文化庁と関係省庁との連携が加速しています。近年、「景観法」や「地域における歴史的な風致の維持及び向上に関する法律（通称：歴史まちづくり法）」が制定されるなど、文化庁、国土交通省、農林水産省等の連携が法制度として具現化してきました。歴史まちづくり法では、関係部局との連携等のもと文化財を核に構成される歴史的風致の維持向上の中で、文化財の保存活用が取り組まれるようになりました。個性ある地域づくりの中で、文化財の保存活用が問われるようになってきていることが窺えます。
- ・なお、ここでいう歴史的風致とは、都市計画法に定められる風致地区とは制度的に異なるものです。「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動とその活動が行われる歴史上価値の高

い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」を指す新たな考え方です。

- ・歴史まちづくり法は、歴史的な資産を活用したまちづくりの実施に携わるまちづくり行政と文化財行政の連携により、歴史的風致を後世に継承するまちづくりの推進を大きな狙いとしています。

1-4 計画の見直し

- ・本計画は、平成 20 年度の基礎調査を踏まえ取りまとめたものです。今後は、この計画をもとに文化財の保存活用とともに更なる文化財の発見も期待されます。また、今後の社会経済状況や法制度の充実等によって、文化財を取り巻く状況も変化すると考えられます。
- ・今回の計画期間は、第 1 次宮若市総合計画にあわせて、平成 22 年度（2010 年）から、平成 29 年度（2017 年）までの 8 年間とします。

表 文化財保護に関する制度制定のこれまでと今（明治時代以降）

	1870	1880	1890	1900	1910	1920	1930	1940
	明治元年（1868）				大正元年（1912）		昭和元年（1926）	
	M1 (1868) 神仏分離（廢仏毀釈） 社寺の財宝の散逸、伽藍の荒廃							文化財の敬 戦後の経済 価値観の急
古社寺 宝物	M4 (1871) 古器旧物保存方	M13 (1880) 古社寺保存金制度 全国を対象にするわが国最 初の古社寺保存制度		M30 (1897) 古社寺保存法 建造物本体が宝物と並んで 保存の対象となる			S4 (1929) 国宝保存法 (古社寺保存法改編)	
古社寺 建築物								
有形 文化 財	旧藩関係宝物 ・建築物 (城郭) 等				旧大名家が所蔵していた宝物類が散逸 →文化財の海外流出の防止への対応課題		S8 (1933) 重要美術品等ノ保存 二関スル法律の制定	
民家建築								
近代建築								
記念物	古墳 名所旧跡等	M7 (1874) 古墳発見の届出方 古墳の発掘規制と不時発見の際の届出制を定め た初めての法令				T8 (1919) 史蹟名勝天然紀念物保存法		
樹木等	経済的に困窮した社寺において 建築の修繕等のため境内の樹木 を伐採する事例が急増 M4 (1871) 社寺領上知令			M42 (1909) 植物学者三好学 名木保存の必要 性等について郷 土愛運動の一環 と言うことを強 調				
民俗 文化 財	有形民俗							
	無形民俗							
無形文化財								
埋蔵文化財								
伝統的建造物群								
文化的景観								
保存技術								
関連文化財群 歴史文化保存 活用区域								
建築・都市計画 サイド								
世界遺産関連								

	1950	1960	1970	1980	1990	2000	2010
平成元年（1989）							
の散逸や海外流出の危機的状況 経済的な疲弊と混乱、社会的変革、 の急激な変化							
(廃止) S25 (1950) 文化財保護法制定				S50 (1975) 改正	H8 (1996) 改正	H16 (2004) 改正	
有形文化財	S29 (1954) 改正						
子孫							
(廃止)							
登録有形文化財							
※美術工芸品が追加							
(廃止) 記念物							
登録記念物							
民俗資料 ※有形文化財の保護に関する制度 と分離、確立				※有形民俗文化財に改称		登録有形民俗文化財	
無形文化財 ※保存の対象となるが指定制度なし ※指定制度の設置、保持者の認定				無形民俗文化財			
埋蔵文化財				※保持団体の認定追加			
伝統的建造物群保存地区							
文化的景観							
保存技術							
						H19 (2007) 「文化審議会文化財分科会企画調査会報告書」 各市町村で「歴史文化基本構想」を策定する 考え方、及び新たな文化財として「関連文化財 群」が提言	
							H20 (2008) (通称) 歴史まちづくり法 歴史的風致を維持・向上させ 後世に継承するために制定
S41 (1966) 古都保存法			S55 (1980) 明日香村特別措置法		H16 (2004) 景観法		
S21 (1946) ユネスコ憲章 文化財・自然環境の保護が規定			S47 (1972) 世界遺産条約採択 文化遺産及び自然遺産の 国内的保護に関する勧告				

2. 宮若市の文化財特性と課題

2-1 宮若市の現況等

(1) 宮若市の地勢

- 本市は、平成18年2月11日、鞍手郡宮田町と若宮町の合併を経て、市域面積139.99km²の新市として誕生しました。広大となった市域には、西に三郡山系が連なり、市の中には八木山川、山口川、黒丸川、有木川等が合流する犬鳴川が東に貫流しています。
- 市の西部にのびる三郡山系の犬鳴山、菅嶽（すがだけ）、鉢立山（ほこたてやま）や南に続く笠置山などは、太宰府県立自然公園に指定されています。北部から東部には西山、靡山、権現山、六ヶ岳が連なっています。
- これらの山々の谷あいから源を発する犬鳴川水系は、合併により八木山川をはじめとする水系の大部分が本市域の中に含まれていて、盆地に広がる農地や市街地を潤しています。
- 犬鳴川流域の水と緑に恵まれた豊かな地形条件が、人々の生活を支え、多くの文化財を育んできました。

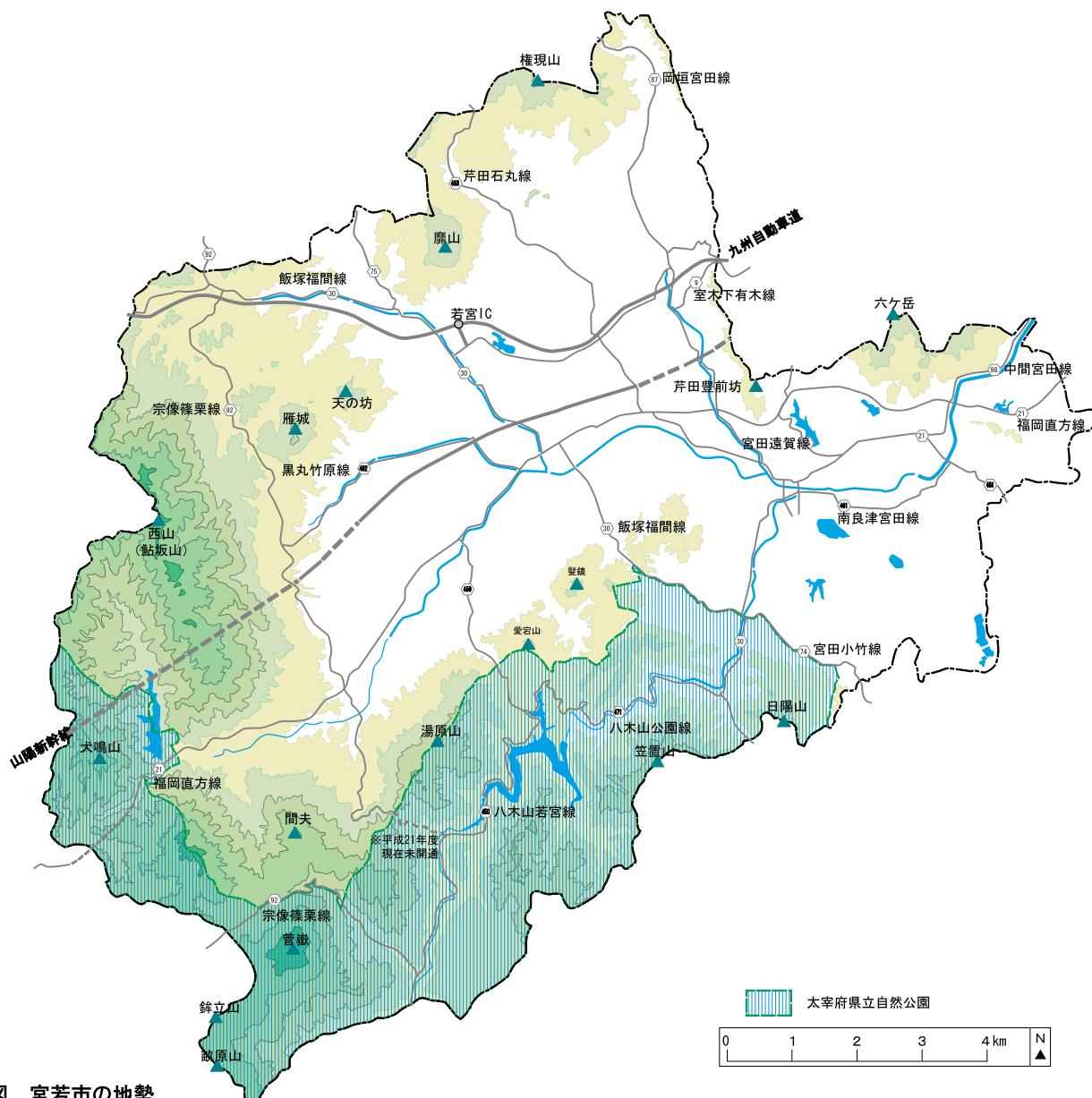


図 宮若市の地勢

(2) 成り立ち

1) あけぼの：縄文・弥生から古墳時代へ

- 本市域では、汐井掛遺跡（沼口周辺）や鶴ヶ谷遺跡（山口周辺）、横田Ⅰ遺跡など、旧石器から縄文時代にかけての遺跡も発見されています。続く弥生時代の主な遺跡としては、東禅寺遺跡（湯原）、小倉遺跡（おぐらいせき／下）、下遺跡（しもしいせき／下）、西屋敷遺跡（原田）、東向原遺跡（ひがしむかいばるいせき／原田）、上大隈遺跡（上大隈）、薬師丸遺跡（磯光）などがあげられます。これらの遺跡の存在により、犬鳴川、山口川沿いを中心として、弥生時代前期には農耕文化が波及したことが明らかになり、古墳時代にかけて定住化が進んだことがわかります。

2) 古代：粥田郷、生見郷、金生郷、十市郷

- 本市域は、古代において「和名類聚抄（わみょうるいじゅうしょう）」に見える筑前国鞍手郡粥田郷、生見郷、金生郷、十市郷に含まれていたと考えられています。

・粥田郷は、本城、鶴田、龍徳一帯に比定され、その名称は粥田荘、旧村名である香井田村に引き継がれた後、今は犬鳴川に架かる粥田橋にその名残をとどめています。生見郷は、現在の宮田字生見と考えられています。金生郷は、金生から下周辺と考えられており、観世音寺領で後には荘園化しています。犬鳴川、黒丸川、山口川流域一帯では条里制が実施されたと考えられており、平原遺跡（芹田）では奈良時代の倉庫跡が発見されています。12世紀初頭、観世音寺が東大寺末寺になるに及んで、犬鳴川や遠賀川の水運によって年貢米が東大寺に運上されるようになりました。そのことは永暦2（1161）年の記録から知ることができます。

- ・「和名類聚抄」には、粥田（加都多）、生見（以無美）、金生（加奈布）、十市（止布知）、二田（布多多）と読む注記があり、高山寺本には、粥田（加以多）との訓讀がみられます。

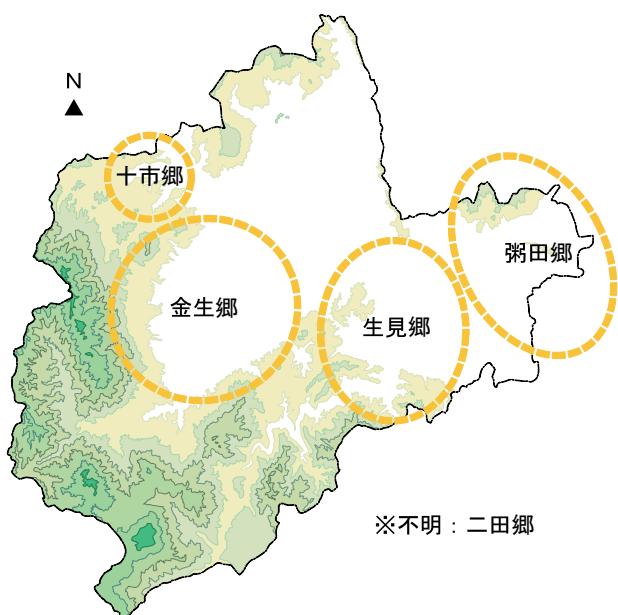


図 粥田郷、生見郷、金生郷、十市郷の位置（推定）

3) 中世：宗像社領、若宮荘、粥田荘

- 本市域は、中世において宗像社領、若宮荘、粥田荘の領域でした。
- 宗像社領は、鎌倉時代に入り、その名をみせるようになります。鎌倉幕府から承久3（1221）年に、宮田の地頭職として宇都宮信房法師が安堵されています。南北朝時代に入って文和2（1353）年、大宮司宗像氏俊は室町幕府から芹田村をあてがわれています。
- 若宮荘は、京都六条左女牛井（さめがい）の地に創建された京都六条若宮（左女牛若宮）を分祀したと伝えられる水原の若宮八幡宮がその名の起りと推定されています。若宮八幡宮は水原、

金丸、金生など若宮河内 18 カ村の惣社で、中世には社領も多く、年間 24 度の祭礼があったと伝えられ、その繁栄の様子が窺えます。

- ・粥田荘は、平家滅亡後に平家没官領として、平（北条）政子が源家三代の菩提を弔うため建立した高野山金剛三昧院領となり、その領域として本庄（本城）、龍徳、鶴田などがありました。磯光にある天照神社は、もと笠置山に鎮座していたものを移したと伝えられ、粥田荘の惣社として尊崇を集めました。
- ・また、天照神社の境内には、石棺材を転用し、正和元（1312）年の銘を持つ板碑もみられます。

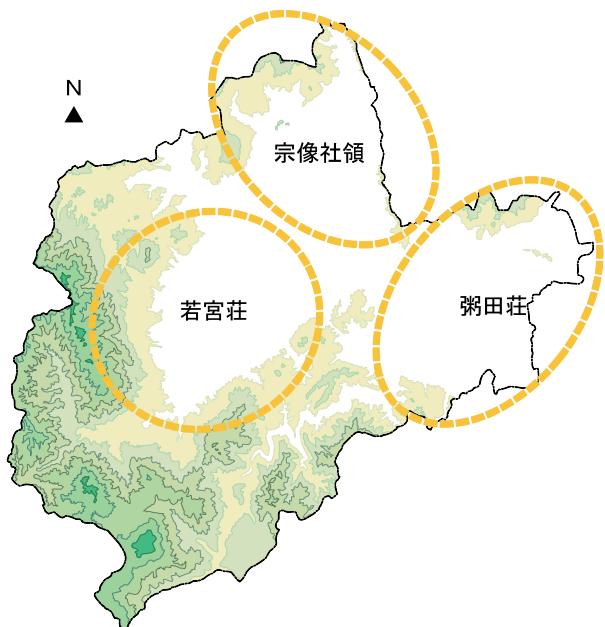


図 宗像社領、若宮荘、粥田荘の位置（推定）

4) 中世：杉氏の支配

- ・戦国期、龍徳には杉氏の龍ヶ岳城、本城に祇園岳城、また南端の笠置山には宗像氏の笠木城がありました（後に秋月氏の支配となります）。
- ・若宮では大内氏滅亡後、宗像氏と大友氏が対立や和睦などを繰り返すことになりました。天文 11（1542）年には、大友氏の「鞍手攻め」と称される攻撃により、宮永城、黒丸城などが大友氏の手に落ち、山口の萬年寺をはじめ多くの古社寺も焼失しています。また、天正 9（1581）年には、宗像氏貞勢と戸次道雪（べっきどうせつ）勢が若宮の小金原で戦い、後世「小金原合戦」と呼ばれるものとなりました。
- ・なお、文亀（ぶんぎ）年間（1501～03）のころ、福丸では恵比須社を中心に東西 2 つの市がたち、天正年間ごろには恵比須祭りが行われていたと言われています。

5) 近世：東蓮寺藩（後の直方藩）、福岡藩による支配

- ・元和 9（1623）年、福岡藩の支藩である東蓮寺藩—延宝 3（1675）年に直方藩と改称—が成立、宮田の一部はその支配下となりました。
- ・享保 5（1720）年、直方藩が廃絶するに及んで、福岡本藩の支配を受けることになりました。
- ・若宮では、水原村、竹原（一部）村が一時東蓮寺藩（後の直方藩）の領地となったこともありましたが、ほとんどは近世を通じて福岡藩の領地でした。
- ・田地の開発が小規模ながら続けられ、磯光では延宝元（1673）年に、灌漑用水の確保のために、用水溝を築く工事が始まり、文政 2（1819）年には、「埴安さま」と呼ばれる石碑が建てられました。
- ・筑前ではいくつかの村を統轄した大庄屋による支配行政単位「触（ふれ）」があり、宮田・若宮には龍徳触や山口触の他いくつかの触がわかれています。

6) 近現代：貝島大之浦炭礦の発展

- ・石炭の採掘は、近世のころから盛んでしたが、明治時代初期までは小規模なものでした。
- ・明治 17 (1884) 年、貝島太助が大ノ浦の坑区 3,700 坪を買収。(「貝島会社年表草案」より) 翌年には大ノ浦炭坑となり、本格的な開発が始まりました。大正 11 (1921) 年には既に年産 100 万 t を超え、大正 13 (1923) 年には貝島大之浦炭礦一坑から八坑を数えるまでに成長しています。
- ・炭坑開発の進展とともに、鉄道の整備も進んでいます。明治 35 (1902) 年には勝野～桐野 (筑前宮田) 間に宮田線、37 (1904) 年に磯光～菅牟田間の菅牟田線が開通しました。また、昭和 2 (1927) 年には庄司～宮田間の貝島専用鉄道である充填線が専用鉄道として許可を受けています。
- ・貝島大之浦炭礦は、昭和 28 (1953) 年に完成した新菅牟田坑の豊坑 (東洋一の豊坑と言われた) 建設や、昭和 36 年からの中央露天掘等と事業は拡大し、特に昭和 39 年、40 年ごろには年間出炭量が 140 万 t を超えています。しかし、石炭産業の不振から昭和 48 (1973) 年には閉山し、筑豊炭田における坑内掘は終わりました。また昭和 51 (1976) 年には露天掘も中止され、貝島炭礦が正式に閉山、炭鉱まちとしての発展の歴史を終えました。

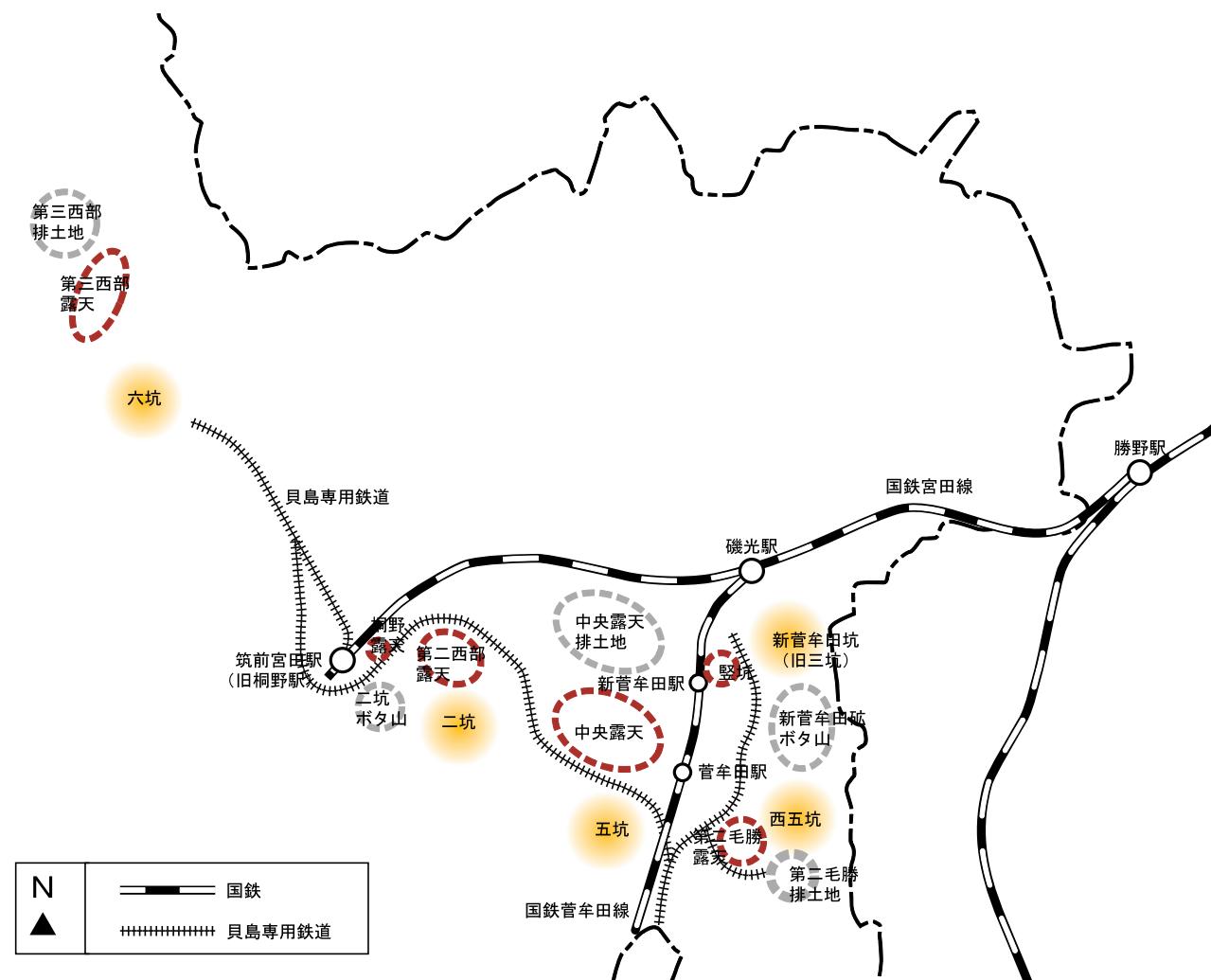


図 昭和 40 年ごろの貝島大之浦炭礦の様子

(3) 旧町村（明治22年）

- ・明治22（1889）年の町村制施行によって、宮田村、香井田村、笠松村、若宮村、中村、山口村、吉川村、日吉村が誕生しました。その後、明治41（1908）年には吉川村と日吉村が合併しました。
- ・大正15（1925）年、宮田村が町制施行によって宮田町となりました。昭和2（1927）年には香井田村を編入しています。昭和30（1955）年に笠松村と合併、この年、若宮町の一部（如来田地区）も編入しています。
- ・一方、昭和18（1943）年、若宮村が町制を施行し若宮町となりました。昭和26（1951）年に中村、山口村と合併、昭和30（1955）年には吉川村と合併し、笠松村の一部（弥ヶ谷地区）を編入しています。
- ・この宮田町と若宮町が合併し、平成18年2月11日、現在の宮若市が発足しました。
- ・旧村の村域は、その概ねの姿が現在の小学校区に継承されています。

明治22年 明治41年 大正15年 昭和2年 昭和18年 昭和26年 昭和30年 平成18年

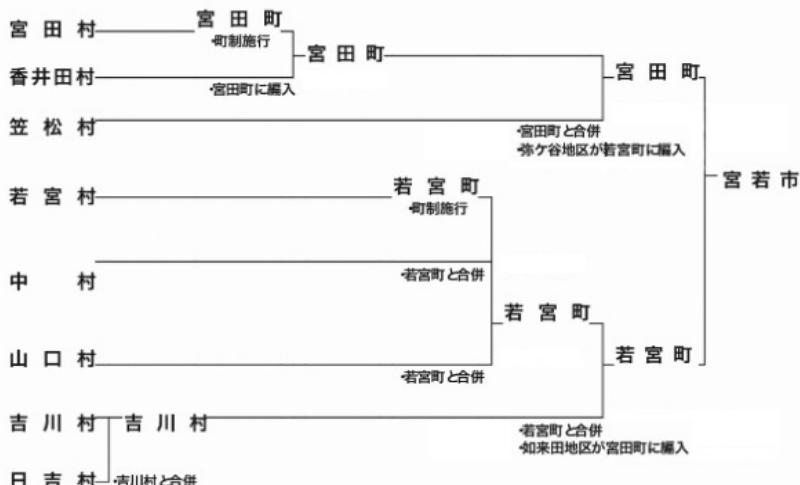


図 市町村合併の経緯／出典：「第1次宮若市総合計画」平成20年



図 宮若市を構成する明治22年町村制施行時の村々
出典：「第1次宮若市総合計画」平成20年



図 宮若市の現在の小学校区

(4) 宮若市の文化財の概観（文化財基礎調査 / 平成 20 年度より）

- ・市教育委員会では、平成 20 年 4 月から「宮若市文化財保護基本計画」策定にあたっての基礎調査を開始し、平成 20 年 9 月には専門委員会及びボランティアスタッフ会議を立ち上げ、各 6 回の会議での協議を経て、「宮若市文化財保護基本計画基礎調査」を取りまとめました。
- ・ここでは、基礎調査に対する学識者の所見等を踏まえ、現地調査や文献調査による文化財の現況把握について、また、宮若市の文化財保護に関するアンケート結果についてまとめています。

1) 現地調査や文献調査による文化財の現況把握

- ・現地調査は、市による悉皆（しっかり）調査の結果を受けて、専門委員会としての 2 回の現地調査を実施しています。そのうちの 1 回は、専門委員会とボランティアスタッフ会議のメンバーによる合同調査でした。一方、文献調査は、既存の文献資料に加えて、各専門委員や各ボランティアスタッフが保有されている文化財に関する文献資料や情報を取得し整理しています。これらの結果から、以下の文化財の現状が把握できました。

○自然豊かな峰々（標高 300 ~ 700m）が連なり、山肌には今もなお重厚な緑が覆い、動植物の生息地となっており、幾重にも重なる美しい山並みは、市民にとっての身近な風景（近景、中景、遠景）の骨格を形成しています。

○若宮盆地には 5、6 世紀の多くの古墳が存在しており、在地豪族による支配があったことと、農業生産が高い地域であったことが分かります。

○由緒ある神仏の祀られた社寺が多く存在しています。寺社には多くの仏像、神像、絵馬などが所蔵されています。また、神社の境内には、クスノキ、タブノキ、ムクノキ等の大樹が存在し、地域のランドマークとなっています。

○宮若市を取り巻く山々には多くの戦国期の山城跡や特徴ある近世の犬鳴別館のような居館跡が点在し、石垣など、往時の姿が想像できます。

○炭鉱まちとしての発展を伝える近代化遺産である重要な文化財が多く現存しています。石炭記念館には、採掘用の工具、資料、当時の写真などが収蔵され、米国アルコ社で 1919（大正 8）年製造の充填汽車アルコ 22 号機関車も展示されています。また市内には、露天掘跡の溜池やボタ山それに炭坑住宅や当時の炭坑アーケードの一部が残されているなど当時の風景が想起できます。

○昔ながらの農村集落が数多く点在し、広い屋敷地としての構成を備える伝統的な農家住宅や、神社の野舞台など農村文化を継承している固有の農村環境が今なお残っています。また、今も機能する農業水利の仕組みなどが維持されており当時の高い土木技術が認識できます。

○このように多くの多様な文化財が市域内に点在していますが、現在、国の指定文化財は竹原古墳のみであり、県指定が 8 件、市指定が 15 件です。しかし、これらの指定文化財ばかりが、守り残すべき郷土の宝として次世代へ伝えるべき大切な文化財ではありません。未指定の文化財の多くは、地域の人々の記憶で伝えられ、親から次の世代へと受け継がれたもので、これらに対する今後の対応の重要性が認識されます。

2) 宮若市の文化財保護に関するアンケート結果について

- ・市民の文化財保護に関する意向調査は、平成 20 年 11 月に実施しました。配布数 2000 に対して回答数は 709 (回答率は 35.5%) でした。
- ・アンケートを問 1 ~ 問 7 までの「設問結果」と問 8 の「自由意見」に分けて、その結果から得られた市民意向を以下にまとめます。

● 「設問結果」からの文化財に関する市民の意向

- ・回答率から判断して文化財に対する関心は高いと言えます。
- ・文化財に対するイメージは、「先祖から受け継がれた貴重なもので次世代へ伝える大切なものの」「守り残すべき郷土の宝」と考えている傾向が強く見られました。
- ・市の文化財として思い浮かべるものは、山城跡や古墳などの遺跡が最も多く、祭、行事などが続きます。石炭や銅などの地質鉱物に対する回答も多く、産炭地としての特色が認識できます。
- ・文化財から思い浮かべる「宮若らしさ」は、豊かな自然が半数を占め、次いで長い歴史が息づいている生活や営みを感じており、自然に包まれた歴史・文化財が「宮若らしさ」を探る視点であることを示唆しています。
- ・文化財に対する理解を深めるためには、特に情報公開への関心が高く、学校教育や社会教育への活用や案内板などの確保を求めていました。
- ・文化財を守り活かす取り組みに対して参加したい回答者は約 3 割で、文化財の維持諸管理に参加したい人は多いと言えるでしょう。
- ・一方、参加できない回答者の理由としては、仕事や学業が忙しいことや健康に対する不安が多くありました。しかし、文化財に興味のないという回答者は少ないということが特筆されます。

● 「自由意見」からの文化財に関する市民の意向

- ・自由意見から得られる特性は、文化財保護基本計画策定に向けての配慮事項を意味しており、自由意見は次の 8 項目にまとめられます。

- 文化財について「知らない」、「分からない」また「もっと知りたい」などの意見がありました。
- 文化財のことを知ってもらうためには、文化財に関する周知、情報発信が求められています。
- 地域のことを知るためにも、学校教育や生涯教育など文化財とふれあう機会の充実が求められています。
- 文化財に詳しい市民からは、文化財の現状についての課題や危機感などについての意見が多く寄せられています。
- 効果的で計画的な文化財保護の展開が求められています。
- 市民参加による文化財保護の取り組みを期待されています。
- 文化財の現地での公開に資する適切な保存整備、環境整備などが求められています。
- 石炭記念館について、利活用に向けた検討が求められています。

(5) 宮若市の文化財行政のあゆみと指定文化財

- ・本市における文化財保護の取り組みは、昭和 31（1956）年に発見された竹原古墳の発掘調査と翌年の国指定がはじまりです。
- ・また、九州縦貫自動車道若宮インターインジの開設にあたって、昭和 49～51 年度には、県教育委員会により汐井掛遺跡、小原古墳など多くの発掘調査が実施されました。
- ・その後、昭和 54（1979）年に宮田町、昭和 60（1985）年には若宮町で「文化財保護に関する条例」が制定され、両町教育委員会による発掘調査と調査報告書の刊行も行われるようになりました。また、町指定文化財の登録もされるようになりました。
- ・本市の指定文化財は、現在、総数 24 件です。国指定が 1 件、県指定 8 件、市指定が 15 件であり、半数以上が市指定です。平成 18 年の合併以後は、国や県を含め、新たな指定は行われていません。
- ・その主なものとして、竹原古墳（国指定）や損ヶ熊古墳（県指定）等の史跡の他、木造如来形坐像（県指定）、若宮の舞台（県指定）、平八月祭り（たいらはちがつまつり／県指定）、福岡藩犬鳴別館絵図（市指定）、黒田藩犬鳴別館（市指定）、アルコ 22 号機関車（市指定）などが挙げられます。多岐にわたる文化財指定が本市の特徴と考えられます。
- ・近年には、平成 20 年度に「損ヶ熊古墳保存整備第Ⅰ期工事」を行ったのをはじめ、竹原古墳の保護・管理、小学 6 年生を対象とした歴史出前教室、市民を対象にした歴史探訪の開催などを通じて、文化財愛護の普及と啓発に取り組んできました。
- ・また、日本の近代化の礎となった石炭産業の歴史を後世に伝えるため、石炭記念館を昭和 52 年に開館し、平成 20 年 3 月末までに延べ 87,246 人の見学者を数えています。

表 指定文化財の一覧

	指定年月日	指定名称	指定種別
国	昭和 32 年 2 月 22 日	竹原古墳	史跡
県	昭和 32 年 8 月 5 日	法蓮寺経筒（ほうれんじきょうづつ）	有形文化財（考古）
	昭和 32 年 8 月 5 日	法蓮寺経筒（//）※保元 2 年銘あり	有形文化財（考古）
	昭和 32 年 8 月 5 日	東禪寺梵鐘（とうぜんじぼんしょう）	有形文化財（工芸）
	昭和 57 年 4 月 1 日	木造如来形坐像	有形文化財（彫刻）
	平成 5 年 7 月 2 日	木造十一面觀音菩薩坐像	有形文化財（彫刻）
	平成 12 年 3 月 27 日	損ヶ熊古墳	史跡
	平成 16 年 2 月 18 日	若宮の舞台	民俗文化財（有形）
	平成 16 年 2 月 18 日	平八月祭り	民俗文化財（無形）
市	昭和 60 年 10 月 14 日	若宮八幡宮三十六歌仙絵	有形文化財（絵画）
	昭和 60 年 10 月 14 日	若宮八幡宮神幸祭	民俗文化財（無形）
	昭和 61 年 4 月 2 日	黒田藩犬鳴別館	史跡
	平成 3 年 3 月 11 日	高野剣塚古墳	史跡
	平成 10 年 6 月 10 日	山崎の阿弥陀如来像	有形文化財（彫刻）
	平成 10 年 6 月 10 日	平山出土経筒	有形文化財（考古）
	平成 12 年 2 月 23 日	アルコ 22 号機関車	有形文化財（歴史）
	平成 13 年 10 月 1 日	福岡藩犬鳴別館絵図	有形文化財（書籍）
	平成 14 年 5 月 27 日	華嚴釈迦図（けごんしゃかず）	有形文化財（絵画）
	平成 15 年 12 月 1 日	宮永神楽面	有形民俗文化財
	平成 16 年 11 月 10 日	宮永八幡神社神像	有形文化財（彫刻）
	平成 16 年 3 月 25 日	平山寺宝篋印塔	有形文化財（歴史）
	平成 16 年 3 月 25 日	日吉神社神戸港絵馬	民俗文化財（有形）
	平成 17 年 8 月 11 日	山口八幡宮福岡藩黒田家上屋敷泥絵馬	有形文化財（絵画）
	平成 17 年 8 月 11 日	清水寺ビャクシン	天然記念物
	平成 18 年 2 月 11 日	※宮若市の誕生	

2-2 宮若市の文化財特性と課題

(1) 文化財からみた宮若らしさ

- ・本市が位置する犬鳴川流域は、古来から人々が住み続けてきた定住の地です。
- ・犬鳴川流域で暮らしてきた先人達の営みの中で多くの文化財が今に継承されています。また、文化財に関する地元の言い伝え等の中には、共通の場所や人物が度々登場します。周囲を山に囲まれた盆地状の地形条件の中で、文化財相互の関わりも深く、犬鳴川流域に刻まれた歴史・文化を色濃く今に伝えています。これら文化財が市内の至るところに存在することが、宮若固有の風景を維持している大きな要因と考えます。
- ・上記を踏まえ、犬鳴川流域で培われた宮若らしさとは、「地元住民の日々の営みの中で受け継がれてきた多様な文化財が、相互の関連性の中で犬鳴川流域に刻まれた歴史・文化を今に伝え、それらが調和して地域固有の風景をかたちづくっていること」と考えます。

(2) これから文化財の保存活用の大きな課題

●多様な文化財の把握から始まる文化財の保存活用が求められます

- ・本市には多くの文化財があります。平成20年度の基礎調査を始まりとして、今後も引き続き、総合的で持続的な文化財の調査が求められます。
- ・調査結果は、より多くの市民と共有するため、積極的な公開が求められます。

●指定、未指定にとらわれない文化財の保存活用が求められます

- ・指定にふさわしいと考えられる文化財であっても、指定を受けていないものも存在します。
- ・一方、地域にとっては大切な文化財であっても、今のところは指定を受ける対象とならない文化財もあります。
- ・これらの文化財を行政主導で保存活用していくには限界があります。文化財としての意義をより多くの市民と共有し、市民との協力、関連部局との連携のもと、維持管理に取り組んでいくことが求められます。

●周辺環境と一体となった文化財の保存活用整備が求められます

- ・従来の文化財の保存活用は、単体としての保存整備が重視されてきました。他方、歴史まちづくり法等が制定される今日、まちづくりの資源としても文化財に対する関心が高まっています。まちづくりの観点からは、文化財の保存活用整備と併せ、周辺環境の保全、魅力向上が大きな課題です。
- ・文化財としての価値を損なわない計画的な保存活用整備に取り組む一方、周辺環境の保全、魅力向上に向けて、市民との協働ならびに関連部局との連携が求められます。

3. 文化財保存活用の基本理念・基本方針

3-1 基本理念

- ・歴史が重層する本市には、多種多様な文化財が数多く存在します。犬鳴川流域で培われた宮若らしさは、これら文化財の存在や集積によって形づくられ、その継承には市民の主体的な関わりが不可欠です。
- ・本市は、市民との協力、関連部局との連携による総合的かつ計画的な文化財の保存活用を目指しています。その推進にあたって、①市民が文化財を知る・学ぶ取り組みを普及し、②文化財としての意義の明確化と保存活用の方向性の共有に取り組みます。また、③文化財の保存活用整備にあたって、それらと一体となった周辺環境の保全に取り組むことで、犬鳴川流域で培われた「宮若らしさ」の感じられる風景等を次世代に伝えていくことを目指します。

犬鳴川流域で培われた「宮若らしさ」を次世代へ

3-2 基本方針

(1) 文化財を知る・学ぶ取り組みを普及します

- 本市の文化財は、竹原古墳のように貴重なものというよりも、どちらかといえば市民生活に身近なものが多いと考えます。一つ一つは小さな文化財であっても「守り残すべき郷土の宝であり、次世代へ伝えるべき大切なもの」であれば文化財であることに変わりありません。
- これら多くの文化財に市民がふれあえる機会を設けることは、地元への愛着を育むなど、宮若市民の豊かな心を育むきっかけになると考えます。
- 本市は、今後、市民参加型の文化財調査を推進します。子どもからお年寄りまで参加できる市民参加型の文化財の調査によって、有形・無形、指定・未指定を問わず文化財を総合的に把握し、可能な限り公開します。

(2) 文化財を守り生かす取り組みを推進します

- 本市の文化財は、そのすべてが指定を受けるような明確な意義を有するものばかりではありませんが、だからといって保存活用する必要がないわけではありません。
- 本市の文化財を、指定、未指定を問わず、本市の歴史や文化等の観点から関連づけられる文化財（以下、関連文化財）として捉えることで、本市にとって大切な文化財であることを明確にします。
- また、文化財は、それだけで存在しているわけではありません。地元住民の生活の中で継承され、山や川、集落や町並みといった周辺環境と一緒にあって地域の歴史や文化を今に伝えています。
- 私たちは、「地域固有の歴史及び伝統を反映した地元住民の活動と、その活動が関わる文化財及びその周囲が一体となって形成してきた環境」を、本市の「歴史的な風致」と呼びます。
- 今後の文化財の保存活用にあたっては、関連文化財として捉える中で、文化財に求められる保存活用の方向性を明らかにし、市民との協働、そして都市計画、学校教育、生涯学習等をはじめとする関連部局との連携のもと、その推進とともに周囲の歴史的な風致の保全を目指します。

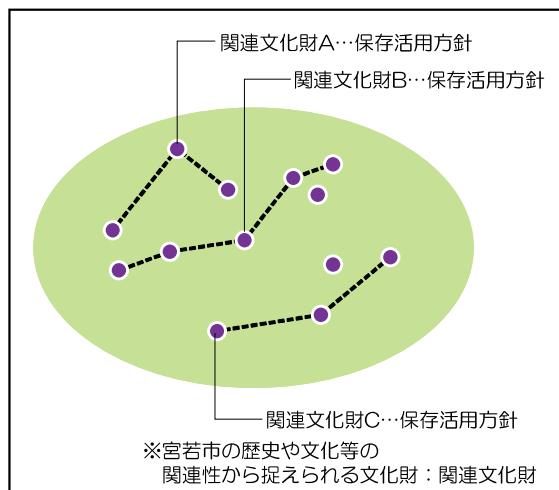


図 関連文化財のイメージ

※「歴史的な風致」とは、都市計画で定められる風致地区とは制度的に異なるものです。その保全には都市計画部局等との連携のもと取り組みます。

4. 文化財を知る・学ぶ取り組みの普及

4-1 文化財の調査公開の仕組み

- 本市は、これから市民の皆さんとともに取り組む文化財の調査公開によって、文化財を知ることや文化財から学ぶことの意義をより多くの市民と共有したいと考えています。
- 市民参加型の文化財調査公開の推進に向けて、①文化財調査、②文化財調査成果の提供、③文化財情報の蓄積（ストック）、④文化財情報の公開について、それぞれ求められる取り組みを調査公開の仕組みとして定めます。

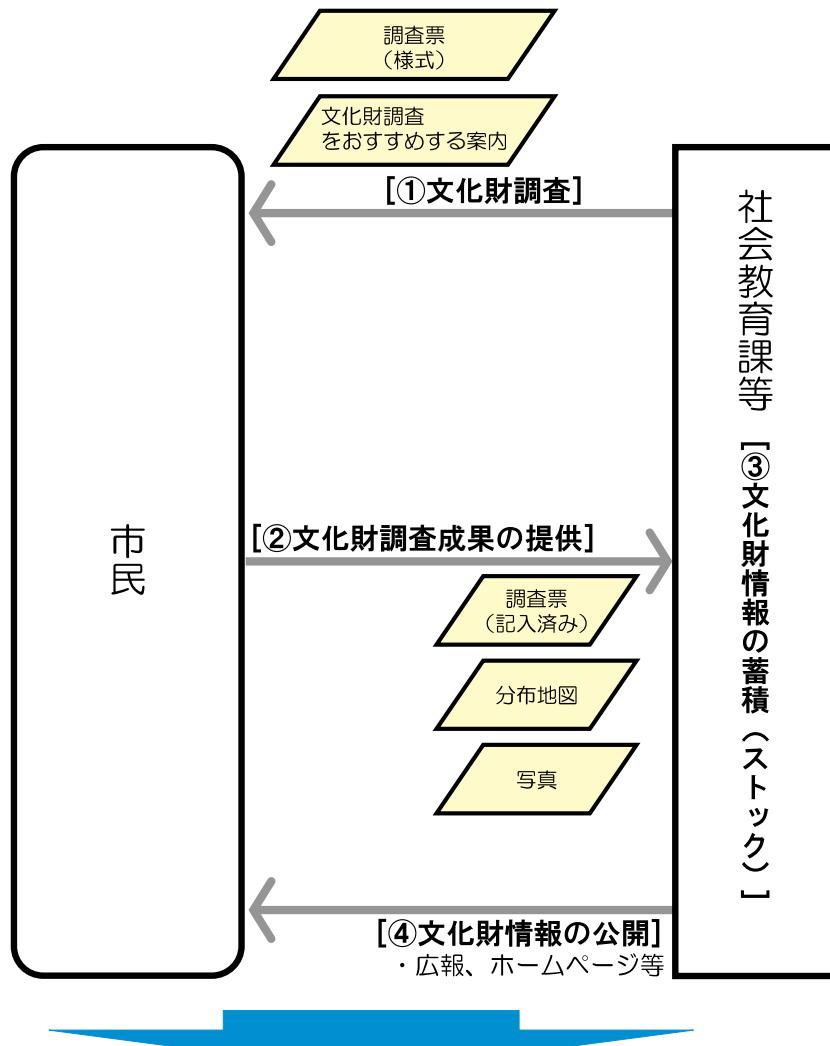


図 市民参加による文化財の調査公開の仕組み・流れ

4-2 市民参加による文化財の調査公開方針

- ・市民参加型の文化財調査は、総合的で持続的な文化財調査を実現するだけでなく、豊かな心を育む取り組みでなくてはなりません。調査する過程で人と人のコミュニケーションを促し、ふるさとへの愛着、地域コミュニティの醸成を目指します。



図 市民参加型の文化財調査のイメージ

(1) [文化財調査] 文化財調査をお手伝いします

- ・誰もが気軽に取り組むことができる文化財調査を目指し、文化財調査の案内や調査票を作成し、配布します。文化財調査の調査票は、だれでも参加しやすい内容に心がけます。特に調査票の項目は、現地で地元の人に尋ねる中でわかるような内容として作成します。案内や調査票は、主要な公共施設の他、ホームページや広報等により広く公開します。また、調査票を用いた文化財発見イベント等の開催にも協力します。
- ・市教育委員会は、相談窓口としての役割を担い、市民からの問い合わせに対して、調査のまとめ方や記入方法等の助言やアドバイス等を行います。相談窓口としての役割は、今後の実績を踏まえ、将来的には市民との連携を目指します。

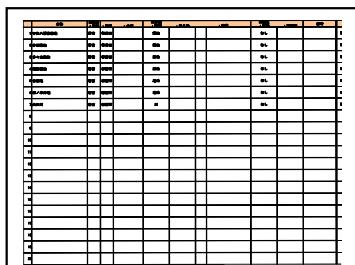
(2) [文化財調査成果の提供] 皆さんからの文化財情報を募ります

- ・市民の皆さんには、文化財調査成果として、調査票（記入済み）・分布地図・写真の提供を呼びかけます。（参考P 20～22）
- ・市教育委員会は、文化財調査の成果を受けつける窓口としての役割を担います。

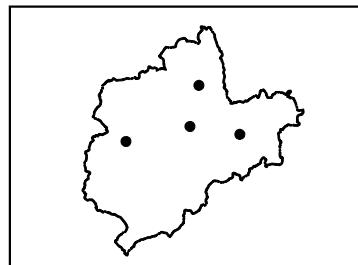
(3) [文化財情報の蓄積（ストック）] 文化財情報を蓄積します

- ・市教育委員会は、提供された調査票・分布地図・写真等を管理します。管理にあたっては、一定のルールのもと取り組みます。
- ・その上で今後の実績を踏まえ、将来的には、市民との連携の下で取り組む文化財情報の蓄積を目指します。蓄積された文化財情報をどのように管理し、活用していくかについては、市民と共に考え、より良い仕組みや体制づくりを検討します。

調査票（参考 P20～21）



分布地図（参考 P22）



写真（参考 P22）



図 文化財調査の成果イメージ

(4) [文化財情報の公開] 豊かな心を育むまちづくり等に役立てます

- ・市民から提供を受けた文化財情報は、所有者等の意向を踏まえ、公開できない部分を明確にした上で、原則公開します。
- ・公開は、広報やホームページの活用を基本とします。加えて、文化財シンポジウムや講演会、写真展や展示会、図書館での常設展示、歴史探訪やウォークラリーの開催、民間ボランティアガイドの育成など、より多くの市民と「文化財を知る・文化財から学ぶ」ことの共有が図られる公開の仕組みや媒体を検討します。
- ・また、本市では、豊かな心を育むまちづくりに向けて、文化財の保護・継承の他にも、幼児養育の充実、学校教育の充実、生涯学習の推進、スポーツの推進、青少年の健全育成、芸術文化活動の充実に取り組んでいます。蓄積された文化財情報は、豊かな心を育むまちづくりをより効果的に推し進めていくことを狙いとして、上記の実現に取り組む市民団体や関係部局等への情報提供にも役立てます。
- ・更に、本市では、活気にあふれる多様な産業と交流のまちづくりに向けて、観光の振興が取り組まれていますが、この分野でも文化財に対する期待が寄せられています。文化財としての保存活用に支障がない取り組みに対して、協力します。

表 文化財の調査票（記入例）

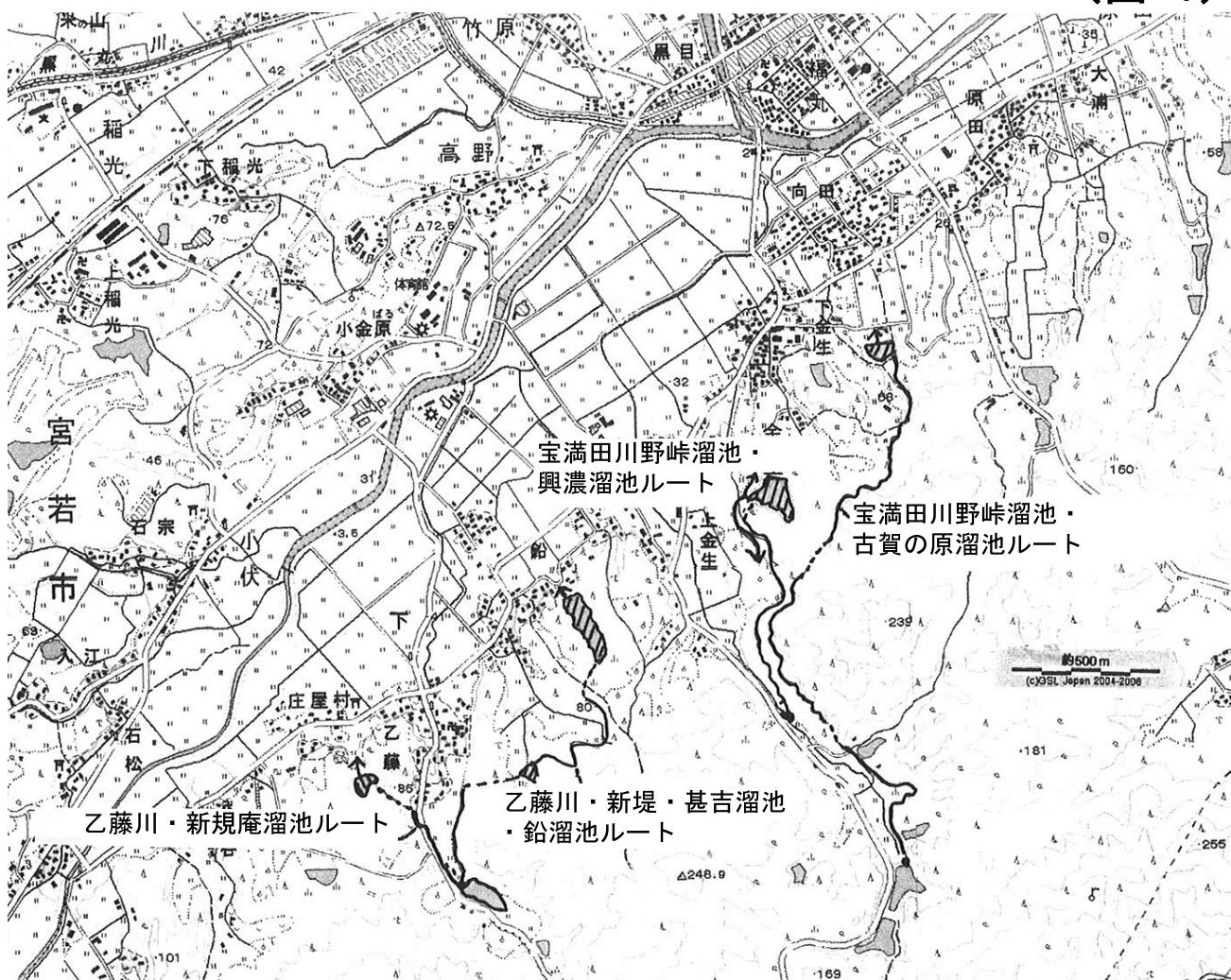
	名称	■場所 ：旧町	：校区	：大字	■分類 ：概要	：法2条	：時代
1	宝満田川	若宮	若宮		河川		
2	野峠溜池	若宮	若宮		溜池		
3	野峠溜池～古賀の原溜池の水路	若宮	若宮		水路		
4	古賀の原溜池	若宮	若宮		溜池		
5	徳満神社	若宮	若宮		神社		
6	野峠溜池～興濃溜池 ルートの水門	若宮	吉川		水路		
7	野峠溜池～興濃溜池の水路	若宮	吉川		水路		
8	興濃溜池	若宮	吉川		溜池		
9	乙藤川	若宮	吉川		河川		
10	甚吉溜池	若宮	吉川		溜池		
11	甚吉溜池～鉛溜池の水路	若宮	吉川		水路		
12	鉛溜池	若宮	吉川		溜池		
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

▽▽
※記入項目

宮田地区	宮田南
若宮地区	宮田北
	宮田東
	宮田
	笠松
	若宮
	若宮西
	若宮南
	山口
	吉川

有形	原始
無形	古代
有形民俗	中世
無形民俗	近世
記念物	近代
文化的景観	戦後
伝統的建造物群	
文化財保存技術	
埋蔵	

(図-1)



①野峠溜池



②野峠→古賀の原溜池の水路



③古賀の原溜池



④徳満神社



⑤野峠→興濃溜池ルート水門



⑥野峠→興濃溜池の水路



⑦興濃溜池



図 文化財分布図及び写真的提供

5. 文化財を守り生かす取り組みの推進

5-1 文化財を守り生かす取り組み

- ・本計画では、平成20年度の基礎調査を踏まえ、本市の歴史や文化等の関連性から捉えられる文化財（関連文化財）のスタートとして、以下の6つを本市の関連文化財としてとりあげます。

■宮若市の関連文化財（第一次）

- 1：宮若の峰々
- 2：竹原古墳と古代遺跡群
- 3：信仰を集めた古社寺と神仏
- 4：中世山城跡と近世居館跡
- 5：伝統的な農村文化と農業技術
- 6：近代化遺産

- ・各関連文化財として取り上げた文化財について、本市にとって大切な文化財としての意義を明確にするとともに、求められる守り生かす取り組みを、関連文化財の保存活用方針の中に定めます。
- ・その設定にあたっては、以下の2点を重視します。

●文化財としての意義の明確化

- ・関連文化財として取り上げた文化財も、十分にその姿が明らかになったものばかりではありません。より多くの市民にわかりやすくその文化財としての意義を理解してもらうためには、それらの関連性をより詳細に明らかにし、周知していくことも求められます。更に、今後の調査によっては、新たに文化財が発見・追加されることも予想されます。
- ・関連文化財を構成する文化財について、その調査と公開に向けた基本的な方向性を設定します。

●市民の協力や関連部局との連携による文化財の保存活用の推進

- ・関連文化財の中には、維持管理のほか、修理、復旧、修復及び収蔵等の保全整備、あるいは案内板の設置や周辺整備等といった環境整備が求められる文化財が数多く含まれています。対応すべき問題や課題も多く、それぞれの対応には多くの時間を要すると考えられますが、まずは事前に保存活用の方向性を共有しておくことが重要と考えます。
- ・市民の協力や関連部局との連携による文化財の保存活用について、その基本的な方向性を関連文化財の保存活用方針の中に定めます。

5-2 関連文化財の保存活用方針

(1) 宮若市の関連文化財「宮若の峰々」

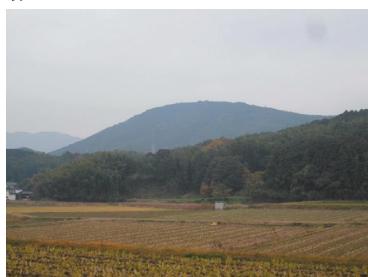
1) 文化財としての意義

- 菅嶽、西山、犬鳴山、鉢立山（ほこたてやま）、笠置山、権現山、六ヶ岳などは、標高300～700mの本市を代表する山々です。山頂には、戦国期に山城が築かれたところもあります。山肌を重厚な緑が覆い、美しい山並を構成しています。
- 犬鳴山系には、多くの滝、見晴らしのよい眺望、美林の国有林などがあり、それらを結ぶ林道は身近な登山ルートとして親しまれています。
- 千石峠周辺をはじめ、紅葉を見せる広葉樹林も残されています。こうした自然環境は美しいだけでなく、動植物の貴重な生息地にもなっています。犬鳴川や八木山川等の上流は、ホタルの生息地としても知られ、ホタルが飛び交う季節には多くの人々が訪れます。
- また西山・犬鳴山系は、春に行われた宝満山伏の峰入り修行のルートでもありました。芹田豊前坊や靡山の護摩壇跡などとともに、かつての修験道の神聖な修行の場としての歴史を物語っています。

犬鳴山



靡山



西山山系



権現山

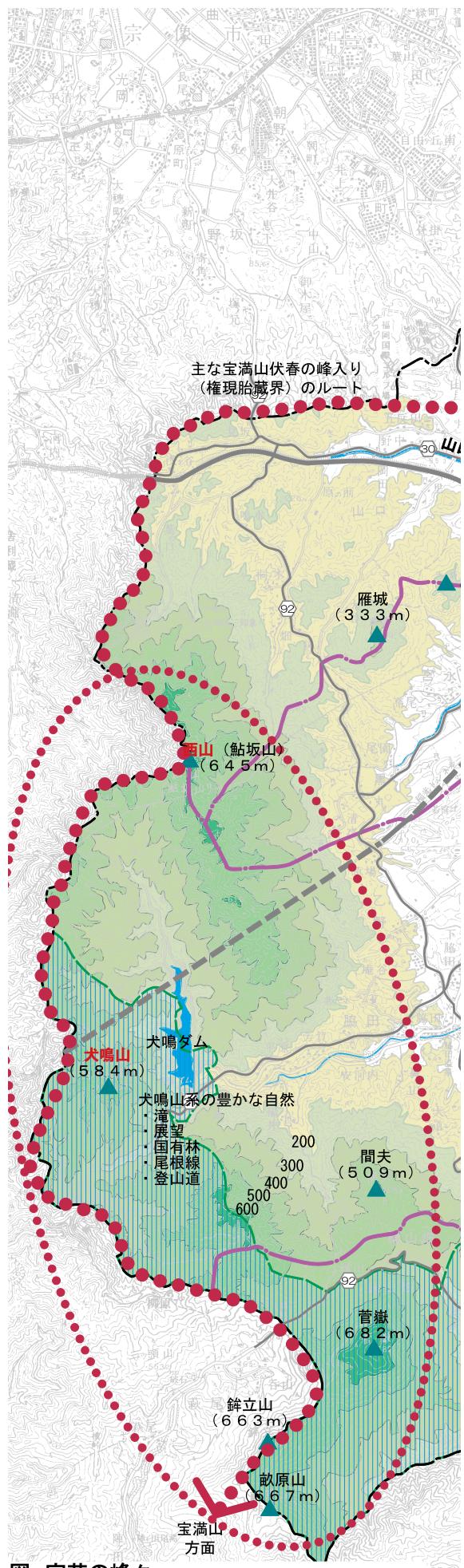


図 宮若の峰々

